

第2次伊那市総合計画 前期土地利用計画(原案)に対する意見整理表(総合計画審議会)

資料No.10-②

【土地利用計画】

整理番号	箇所	意見の概要	修正前	修正後	担当部局又は事務局の考え方(部長答弁の要旨)
1-1	第2章 土地利用の基本方針 第2節 自然環境と美しい景観等を保全・再生・活用する土地利用	自然に対しては、人間が一步引いて付き合っていくべきであると考えるので、「調和」ではなく、「共生」という言葉のほうが適している。	…自然環境の保全・再生を進め、自然と調和した環境にやさしいまちづくりに資する土地利用を進めます。また、…	…自然環境の保全・再生を進め、自然と 共生 した環境にやさしいまちづくりに資する土地利用を進めます。また、…	(事) 指摘を踏まえ、文言を調整する。 意見を踏まえ、原案を修正します。
1-2	第3章 地域類型別の土地利用の基本方向 第2節 田園集落山間地域	同上	田園集落山間地域は、豊かな自然、歴史の中で育まれた伝統文化、自然と調和した生活文化等の大切な資源を有する地域であるとともに、農林業の生産活動等が行われることを通じ、土地の保全や水源のかん養、自然環境の保全等の多面的機能を発揮する地域です。	田園集落山間地域は、豊かな自然、歴史の中で育まれた伝統文化、自然と 共生 した生活文化等の大切な資源を有する地域であるとともに、農林業の生産活動等が行われることを通じ、土地の保全や水源のかん養、自然環境の保全等の多面的機能を発揮する地域です。	同上
2	第3章 地域類型別の土地利用の基本方向 第1節 都市部地域	「既存ストック」という言葉は、用語解説が必要である。	市街地整備に当たっては、周囲の環境やまちなみの景観等に配慮しつつ、低・未利用地や空き店舗、空き家、空き地など、既存ストックの有効利用を促進するとともに、	市街地整備に当たっては、周囲の環境やまちなみの景観等に配慮しつつ、低・未利用地や空き店舗、空き家、空き地 など の有効利用を促進するとともに、	意見を踏まえ、原案を修正します。 「既存ストック」という表現は使わず、想定する内容を例示する修正を行います。
3	第3章 地域類型別の土地利用の基本方向 第1節 都市部地域	中心市街地には駐車場が少ないと感じるため、空き地の有効活用として、駐車場の整備という視点も加えてはどうか。		(原案のとおり)	(事) 検討する。 修正は行いません。 市街地には市営駐車場として、伊那市駅前、中央(図書館横)、通り町(旧市役所跡)、山寺、再開発ビル(いなっせ)を整備しているほか、民間の駐車場もあるため、台数は充足していると考えています。計画期間中に新たな市営駐車場を整備する予定はありません。
4	第3章 地域類型別の土地利用の基本方向 第2節 田園集落山間地域 第4章 利用区分別の土地利用の基本方向 第1節 農地	遊休農地や荒廃農地対策として、農業への企業参入も考慮すべき。そうした農業に意欲的な企業の受け入れを図り、遊休農地や荒廃農地の解消を目指す向きの表現を追記されたい。	○遊休農地や荒廃農地等の低・未利用地については、担い手等への農地集積に積極的に取り組むとともに、周辺の土地利用などの地域条件と調和させながら、地域特性に応じて土地の有効利用を図ります。	(原案のとおり)	農業への企業参入支援については、総合計画基本計画の中に位置付け、取組を推進します。 前期基本計画 4-1-1農業 ○地域農業の担い手として、地元農業者との共存を図る中で、企業の農業経営への参入を支援します。
5	第3章 地域類型別の土地利用の基本方向 第2節 田園集落山間地域	「集落接続に向けた誘導」という表現が分かり難い。既存の集落の周辺にクラスター化しようという意図であると思うが、もう少し分かりやすい表現を検討されたい。	○農地から住宅地及び産業用地への利用転換については、散在的な宅地及び産業用地開発を避けるとともに、集落接続に向けた誘導や産業用地化に努め、既存の集落環境や農地と調和した秩序ある土地利用を基本とします。 【関連】 4 富県・東春近地域 ○農地から住宅地への利用転換については、散在的な宅地開発を避けるとともに、集落接続による誘導に努め、既存の集落環境と調和した秩序ある土地利用を基本とします。	○農地から住宅地及び産業用地への利用転換については、 既存の集落環境や農地と調和した秩序ある土地利用を基本とし、散在的な宅地化の進行を抑制します。	(事) 指摘を踏まえ、表現を検討する。 意見を踏まえ、原案を修正します。
6	第4章 利用区分別の土地利用の基本方向 第1節 農地	荒廃農地の発生防止及び解消については、「促進します」ではなく、「努めます」へ修正されたい。	○農地が有する景観形成や防災機能、水源のかん養などの多面的な公益機能が適切に発揮されるよう荒廃農地の発生防止及び解消を促進します。	○農地が有する景観形成や防災機能、水源のかん養などの多面的な公益機能が適切に発揮されるよう荒廃農地の発生防止及び解消に 努めます。	(部) 意見のとおり修正する。

第2次伊那市総合計画 前期土地利用計画(原案)に対する意見整理表(総合計画審議会)

資料No.10-②

【土地利用計画】

整理番号	箇所	意見の概要	修正前	修正後	担当部局又は事務局の考え方(部長答弁の要旨)
7	第4章 利用区分別の土地利用の基本方向 第7節 その他の宅地	「その他の宅地」という表現は、「商業用地」あるいは、商業を主とした用地と分かる表現のほうがよいと思うがいかがか。	第7節 その他の宅地	(原案のとおり)	修正は行いません。 土地の利用区分の定義は、今後予想される土地利用の実態調査や各種統計調査などを考慮する中で、国土利用計画(長野県計画)との整合を基本とします。 ※県計画の定義では、その他の宅地は「『住宅地』と『工業用地』を除いた宅地のこと」とされており、具体的には、事務所・店舗用地、病院、官公庁、別荘地などが該当します。
8	第5章 施策別の土地利用の基本方向 第5節 里山ゾーン	ゾーンの設定について説明する記述の中に、①5種類のカテゴリに分類していること、②市域の中に5種類のゾーンが複数点在すること、の2つが分かるような表現を検討されたい。	…また、特徴的に利用誘導すべき5つのゾーンを設定し、当該地域の個性を生かしながら機能的・効率的な土地利用を誘導します。	…また、特徴的に利用誘導すべき <u>区域を5種類のゾーンに分類して位置づけ</u> 、当該地域の個性を生かしながら機能的・効率的な土地利用を誘導します。	(事) 検討する。 意見を踏まえ、原案を修正します。
9	第6章 地域別の概要 第2節 地域別土地利用	「既存産業団地の拡張整備」という表現と「既存産業用地の拡張整備」という表現が混在しているため、統一されたい。	3 伊那(竜東)・美篁・手良地区 【土地利用の基本方向】 ○地域経済の活性化や雇用の確保につながる土地利用を図るため、福島工業団地や六道原工業団地及び上ノ原工業団地の隣接地については、関係団体等と調整しながら、既存産業用地の拡張整備を推進します。 5 高遠町地区 【土地利用の基本方向】 ○地域経済の活性化や雇用の確保につながる土地利用を図るため、天王久保工業団地や北の原工業団地の隣接地については、関係団体等と調整しながら、既存産業用地の拡張整備を推進します。	○地域経済の活性化や雇用の確保につながる土地利用を図るため、福島工業団地や六道原工業団地及び上ノ原工業団地の隣接地については、関係団体等と調整しながら、既存 <u>産業団地</u> の拡張整備を推進します。 ○地域経済の活性化や雇用の確保につながる土地利用を図るため、天王久保工業団地や北の原工業団地の隣接地については、関係団体等と調整しながら、既存 <u>産業団地</u> の拡張整備を推進します。	(事) 担当部局と調整の上、表現を整理する。 意見を踏まえ、原案を修正します。 ・ <u>既存の工業団地、産業適地のように明確に線引きできる一定の区画を指し示す場合の表現は、「産業団地」へ統一します。</u> ・ <u>特定の場所ではなく、土地の区分を表す場合の表現は、「産業用地」に統一します。</u>
10	第6章 地域別の概要 第2節 地域別土地利用 1 伊那(竜西)・西春近地域	主要な幹線道路網の整備も重要なことであるが、西春近地区における東西を結ぶ生活道路についても計画的に整備をしていくという表現の追加をお願いしたい。	○地域の東西を結ぶ主要地方道伊那インター線(環状北線)や市道環状南線の整備を促進するため、必要な用地の確保と周辺環境に配慮した適正な土地利用に努めます。	○地域の東西を結ぶ主要地方道伊那インター線(環状北線)や市道環状南線の整備を促進するため、必要な用地の確保と周辺環境に配慮した適正な土地利用に努めます。 <u>また、伊那市幹線道路網整備計画に基づき、東西を結ぶ外環状としての幹線道路の検討を進めます。</u>	(部) 検討する。 意見を踏まえ、原案を修正します。
11	第6章 地域別の概要 第2節 地域別土地利用 2 西箕輪地域	「特定の建築物等の用途を制限する」とあるが、どのような制限を想定しているか伺いたい。	○集落地については、地域の特性に応じて適正な土地利用が行われるよう、特定の建築物等の用途を制限することにより、良好な生活環境の形成、または保持に努めます。	○ <u>集落地の周辺において宅地化が進んでいることから、散在的な宅地開発を避け、既存の集落環境と調和した秩序ある土地利用を基本に、良好な生活環境の形成、保持に努めます。</u>	(事) 記載誤りのため、修文する。 意見を踏まえ、原案を修正します。
12	第6章 地域別の概要 第2節 地域別土地利用 2 西箕輪地域	国道361号沿いの道の駅の計画についても、記載することを検討されたい。(検討中であれば、「整備を検討する」向きで表現されたい)		○ <u>国道361号沿線に、景色を眺められる小規模な休憩所、あるいは情報発信する施設の設置を検討します。</u>	(部) 検討する。 意見を踏まえ、追記します。
13-1	第6章 地域別の概要 第2節 地域別土地利用 3 伊那(竜東)・美篁・手良地域	現状と課題の中で「天竜川、三峰川などが、良好な河川景観を創出しています。」と表現されているが、現状を「良好」と捉えてよいのか疑問である。現状を肯定することになるので、表現を再考されたい。	○地域の北部・東部には、山地・山麓部があり、植生自然度の高い森林が多くみられるとともに、天竜川、三峰川などが、良好な河川景観を創出しています。また、美篁地区東部には、多くのため池がみられます。	○ <u>地域の北部・東部には、山地・山麓部があり、植生自然度の高い森林が多くみられます。また、美篁地区東部にある多くのため池は、広大な田園地帯を潤す貴重な水櫃となっています。</u> ○ <u>天竜川や三峰川などの河川は、実り豊かな農地を潤し、穏やかで広大な田園景観を形成していますが、河川内樹木の増加が防災や景観上の課題となっています。</u>	意見を踏まえ、原案を修正します。

第2次伊那市総合計画 前期土地利用計画(原案)に対する意見整理表(総合計画審議会)

資料No.10-②

【土地利用計画】

整理番号	箇所	意見の概要	修正前	修正後	担当部局又は事務局の考え方(部長答弁の要旨)
13-2	第6章 地域別の概要 第2節 地域別土地利用 4 富県・東春近地域	同上	○この地域は、北部を三峰川に、西部を天竜川により区切られた地域であり、地域のほぼ中央の段丘崖による台地部には、良好な自然環境と農業基盤整備の進んだ水田などが広がり、東南部は高鳥谷山などの山地となっています。三峰川、大沢川、新山川などの美しい河川景観と良好な森林地域を形成しています。	○この地域は、北部を三峰川に、西部を天竜川により区切られた地域であり、地域のほぼ中央の段丘崖による台地部には、良好な自然環境と農業基盤整備の進んだ水田などが広がり、東南部は高鳥谷山などの山地となっています。 ○三峰川、大沢川、新山川など河川は、実り豊かな農地を潤し、穏やかで広大な田園景観を形成していますが、河川内樹木の増加が防災や景観上の課題となっています。	意見を踏まえ、原案を修正します。
14	第6章 地域別の概要 第2節 地域別土地利用 5 高遠町地域	現状と課題に「国指定史跡の高遠城跡をはじめ、山裾の城下町として文化財、名刹、名所旧跡が散在しており、…」とあるが、ここに「高遠石工・石仏」を追記されたい。	○地域内には、国指定史跡の高遠城跡をはじめ、山裾の城下町として文化財、名刹、名所旧跡が散在しており、これらは市の貴重な観光資源であるとともに、地域の個性あるまちづくりを支える貴重な資源でもあるため、有効に活用する必要があります。	○地域内には、国指定史跡の高遠城跡や高遠石工の石仏をはじめ、山裾の城下町として文化財、名刹、名所旧跡が散在しており、これらは市の貴重な観光資源であるとともに、地域の個性あるまちづくりを支える貴重な資源でもあるため、有効に活用する必要があります。	(事) 追記する方向で調整する。 意見を踏まえ、原案を修正します。
15	第6章 地域別の概要 第2節 地域別土地利用 6 長谷地域	土地利用の基本方向に、「駒ヶ根、大鹿方面への道路・トンネル整備」とあるが、「通年通行可能」という表現を追記されたい。	○駒ヶ根、大鹿方面への道路・トンネル整備など、地域における交通の円滑化や安全確保、地域間交流等に資する土地利用に向けた取組を推進します。	○駒ヶ根、大鹿方面への通年通行可能な道路・トンネル整備など、地域における交通の円滑化や安全確保、地域間交流等に資する土地利用に向けた取組を推進します。	(事) 追記する方向で調整する。 意見を踏まえ、原案を修正します。
16	第6章 地域別の概要 第2節 地域別土地利用 5 高遠町地域 6 長谷地域	山間部の集落の土地利用に関する記述が弱く、山間部の過疎化が進みかねないと懸念する。山間部の土地利用についても記述を検討されたい。		○山間部の集落地については、既存の集落環境と調和した秩序ある土地利用を基本に、良好な生活環境の形成、保持に努めます。(高遠町地域・長谷地域共通)	(事) 検討する。 意見を踏まえ、追記します。